

事業計画書

令和 2 年 4 月 8 日

横 浜 市 長

所在地 横浜市泉区下飯田町355

申請者 団体名 社会福祉法人 横浜市社会事業協会

代表者職・氏名 理事長 佐々木 寛志

1 団体状況

- (1) 団体の理念・基本方針
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由
- (4) 社会福祉活動等の実績

2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

3 収支計画

- (1) 収支計画の適正性

4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置
- (2) 職員の育成

5 施設の管理運営

- (1) 事故防止への取組
- (2) 緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組
- (5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組
- (6) 指定管理料の効率性

6 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援（居場所の提供、各種有料サービスの提供）
- (2) 相談支援
- (3) アウトリーチ（訪問・同行支援）
- (4) 嘱託医相談
- (5) 地域連携
- (6) 自主事業
- (7) 家族支援
- (8) 普及啓発活動
- (9) 精神障害者退院サポート事業
- (10) 障害者自立生活アシスタント事業

1 団体状況

(1) 団体の理念・基本方針

団体の理念や基本方針について、記載してください。

私たちは、社会福祉法人 横浜市社会事業協会の経営理念である「夢と希望のもてる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」の実現を目指すため、3つの基本理念を定めております。
また経営理念、基本理念を拠り所に、2020年度から2029年度までの第二期10年プランを策定し、法人・各施設の中長期的な課題解決に向けて取り組んでおります。

■横浜市社会事業協会の経営理念と3つの基本理念

経営理念

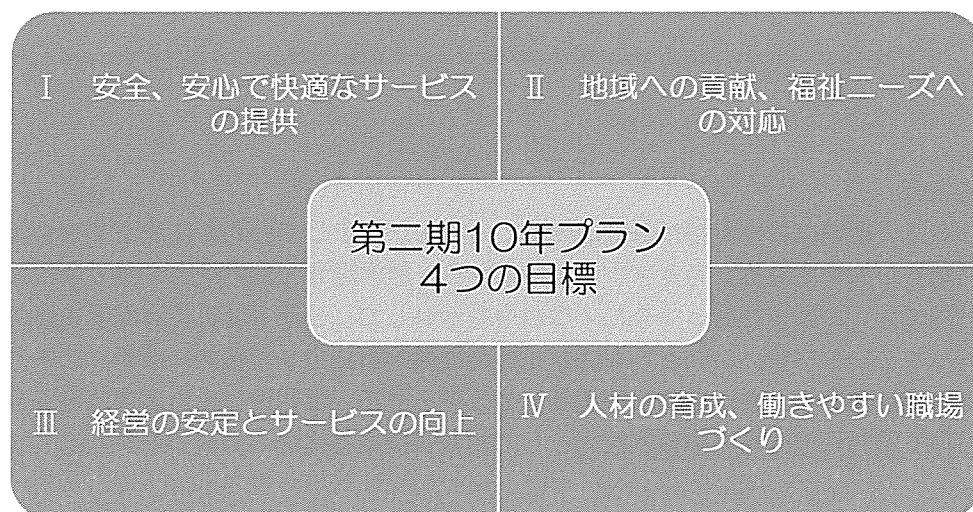
夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く

基本理念

- 1.人々に共感と信頼の得られる社会福祉事業を行うことにより、人々の安心した暮らしの実現を支援します。
- 2.地域の関係機関と連携しながら、地域における福祉の環境づくりに貢献します。
- 3.堅実かつ効率的な経営に努め、サービスの質の向上と安定的な提供を確保します。

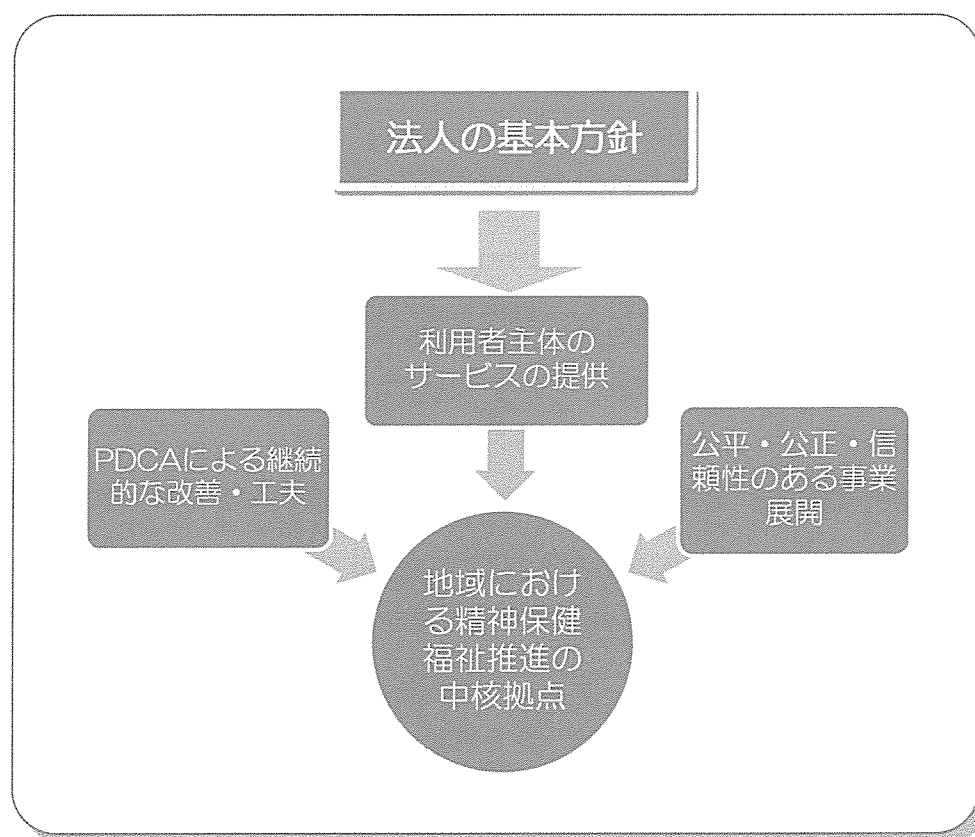
当法人では、経営理念「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」の実現を目指すため、3つの基本理念により、利用者の皆様からご満足いただけるサービスの提供と、職員の自己実現が果たせる環境づくりに力を注いでいます。

また経営理念、基本理念を拠り所に法人、各施設の中長期的な課題解決の取り組みとして、2020年度から2029年度までの第二期10年プランを策定し、4つの目標の達成に取り組んでいます。



基本方針

- 1.多様化する住民の福祉ニーズに対応する
地域の方々の多様化するニーズを的確に把握し、柔軟な対応を図り満足の得られるサービス提供を行います。
- 2.近隣の支えあいの関係を育む
地域で支えあう意識の向上と良好な関係の醸成に努め、地域の方々のそれぞれの活動や、生活支援センターとの間のコーディネートを行います。
- 3.地域資源の濃密なネットワークを育む
人的、物的な資源を活性化させるため地域のネットワークがさらに拡大、連携するよう事業を展開して行きます。



■基本方針

私たちは、地域における福祉保健活動は、「誰もが安心して心豊かに生活できる地域を作るための活動」が大切であると考えます。このことから、経営理念・基本理念を拠り所に策定した基本方針に基づき、これまで培ってきたノウハウを活かして、公平・公正で利用者主体のサービス提供を行ってまいります。これとともにサービス提供のあり方を継続的に改善・工夫を行うとともに、法令等を遵守し、横浜市の代行者として公平・公正、信頼性のある事業活動を展開し、「地域における精神保健福祉の中核施設」として精神保健福祉活動への貢献を果たしてまいります。

■公共性の高い事業展開

当法人は、社会福祉法の規定により社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人です。1981年の法人開設以来、6つの福祉領域にわたり17か所の事業所及び1か所の診療所を運営してまいりました。また、うち5か所の事業所は、横浜市の指定管理者として運営を委ねられており、総合的かつ公共性の高い事業展開をしております。

運営開始	福祉領域	事業所名	備考
1981年	生活保護	横浜市中心中央生館(入所)	横浜市指定管理者
1983年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉(入所)	
1993年	高齢者	横浜市大岡地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2002年	身体障害者	グループホームゆい	
	高齢者	横浜市箕沢地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2003年	精神障害者	横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
2009年	身体障害者	居宅サポート・リバーサイド泉(訪問)	
2010年	精神障害者	グループホームサンライズ	
2011年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨(通所)	
2012年	精神障害者	グループホームアンダー	
	精神障害者	横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
	障害児	よこはまりバーサイド泉わかば	
2013年	精神障害者	アテイン(就労支援)	
	身体障害者	よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ(通所)	
	障害児	よこはまりバーサイド泉Ⅲひまわり(通所)	
2015年	精神障害者	インカル(就労支援)	
2016年	精神障害者	グループホームすてら縁	
2017年	重症心身障害児・者	横浜市多機能型拠点こまち	
	診療所	なごみクリニック	

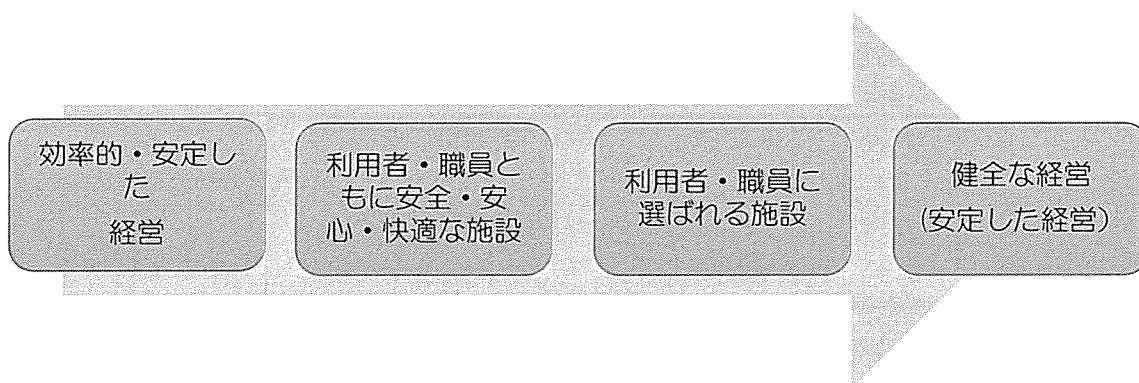
(2) 財務状況

予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財務状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

私たちは、法人の安定した経営基盤等を維持・継続・発展させるため、法人の経営理念、基本理念を拠り所に作成した法人本部及び各施設の中長期計画（2020 年度からの第二期 10 年プラン）に対して、4 つの目標を立ててその実現に向け、財源の確保及び有効活用に積極的に取り組んでいます。

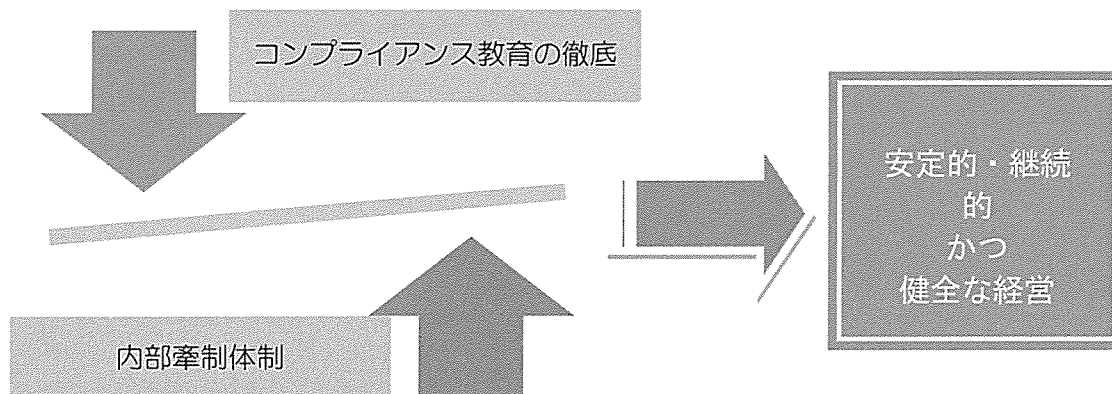
■法人の財務状況

2018 年度決算では、企業会計の経常利益に相当する経常増減差額が 96,903 千円となっており、財務の健全性は極めて良好な状態にあります。また、長期持続性を示す指標である、純資産比率は 2018 年度末で 71.0%となっており、全国平均の 75.6%(2017 年度 WAM-NET 報告)にはやや及ばないものの、各施設の安定した運営が法人全体の健全な経営に結びついております。多様化する福祉サービスに対応できるよう、また民間参入による競争原理にも負けられないよう地域、利用者から選ばれる施設・法人を築きあげてきています。



■コンプライアンスへの取り組み

社会福祉法人は、「地域における福祉の発展、充実」を使命として、社会福祉事業の安定的かつ継続的な経営に努力するとともに、多様な福祉課題に対して柔軟かつ主体的に取り組む、極めて「公共性、公益性」の高い法人です。そのため、当法人では、関係法規の遵守はもちろん、社会的規範や社会倫理(モラル)を守る、いわゆる「コンプライアンス」の重要性について職員全員に徹底させるコンプライアンス教育を行っています。さらに、顧問税理士法人の助言をもとに会計管理体制を標準化するとともに、法人本部による定期的な内部監査を通じて、内部牽制体制づくりに高い意識を持って取り組んでいます。



■ 人的・組織的基盤

当法人は4つの目標にも掲げられているように人材育成に力を入れており、階層別キャリアアップを目指した系統的な計画に基づく各種研修を実施しています。これらが、単独の部署だけではなく施設・法人全体へ目をむけた5年後10年後の法人のあり方を検証していく原動力となっています。

その結果、各施設での地域に根差した取り組み・安定経営として結実し、現在の安定した法人経営になっていると認識しています。

(3) 応募理由

精神障害者生活支援センターの設置目的や設置区の状況等を踏まえ、応募した理由を記載してください。

保土ケ谷区は、旧東海道山の宿場町としての歴史を伝える一方、戦後に造成された団地や、近年増えている大規模なマンション群もあり、古くから暮らす住民と新たに転入した住民とが混在する「多様性」のある地域でもあります。保土ケ谷区生活支援センターは、こうした地域の精神保健福祉を担う「専門性」を必要とされる施設です。

私たち横浜市社会事業協会は、生活保護法の更生施設や障害者支援施設、複数の地域ケアプラザの運営を通じて、常に「多様なニーズ」に応えてまいりました。それに加えて、保土ケ谷区生活支援センター、鶴見区生活支援センターの運営を通じて、「精神保健福祉への専門性」も培ってきました。

保土ケ谷区精神障害者生活支援センターの指定管理者の公募に際し、「多様なニーズ」に応える力量と、精神保健福祉の「専門性」を併せ持つ当法人がその運営に携わり、保土ケ谷区の精神保健福祉の地域課題解決に貢献していくことは『法人にとっての使命』であると考え、保土ケ谷区生活支援センターの指定管理者に応募いたしました。

《私たちが考える保土ケ谷区の課題》

■多様なコミュニティの存在から生じる課題

地域の課題	解決に向けた取り組み	達成目標
生活支援の場の不足	日常生活支援、相談支援	安心できる生活
8050 問題、ひきこもり世代間連鎖	生活支援センターの PR、普及啓発出張相談、アウトリーチ、地域交流・地域連携活動	適切なサービスへつながる
ネットワーク力不足	三機関会議、自立支援協議会の活用、精神障害者にも対応した地域包括システムのハブ機能の役割	関係機関との強みを活かしたネットワークの確立と実践
社会資源(住居支援)の不足	グループホームの設置・運営	社会資源の創出
家族会への支援体制	家族会役員会・定例会への参加 家族相談会の開催、家族支援	家族会の活性化

■私たちが考える保土ケ谷区の現状（地域アセスメント）

私たちは、保土ケ谷区には多くのコミュニティが形成され、互いに支えあう素晴らしい文化がありますが、同時にコミュニティ内から出ることができず、生活上の課題を抱えながら解決に至らない人も多く存在していると考えています。これは精神保健福祉領域の分野においても同様と推測され、これまで生活課題を多く抱えながら適切なサービスにつなぐことができない方、相談者や支援者が身近にいないため生活が破綻しかけている方等が数多く存在していると考えます。私たちは、保土ケ谷区の地域アセスメントから見てきた地域課題に対して、その解決に向けて全力で取り組みたいと考えます。

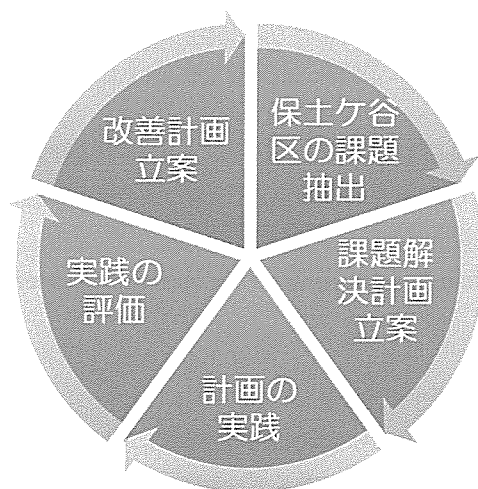
■横浜市社会事業協会の歩み

社会福祉法人横浜市社会事業協会は、1981 年生活困窮者を支援する生活保護法における更生施設「横浜市中央浩生館」の受託経営をスタートに、1983 年最重度の身体障害者を受け入れる身体障害者療護施設「よこはまりバーサイドとつかホーム」（現障害者支援施設「よこはまりバーサイド泉」）の運営を開始しました。1993 年には、横浜市大岡地域ケアプラザを、また 2002 年には、横浜市蓑沢地域ケアプラザの受託経営を、更に 2017 年には横浜市多機能型拠点こまちの運営を

開始し、常に生活困窮者、障害者、高齢者等に寄り添う支援を行ってまいりました。このような多種の施設を運営する中で利用者支援、家族支援、地域との連携、グループホームや就労支援事業所という社会資源の創出等多くの実績及びノウハウを蓄積してきました。当協会の理念である「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」とは、「生活困窮者、障害者、高齢者等に常に寄り添い支援している我々だからこそ発信できる多くのものがある。それを持って社会との懸け橋となり誰もが住みやすい街に、そして住みやすい国に変えていこう」という決意のこもったものです。

■2 か所の生活支援センターの運営

指定管理者以外の期間も含めて、17 年間の横浜市保土ヶ谷区生活支援センターの運営と、8 年間の鶴見区生活支援センターの運営を通じて、多くのノウハウやネットワークの蓄積をしてきました。これらのソフト資源は、次期指定管理者として活用できるものと自負しています。



■保土ヶ谷区生活支援センター応募の理由

私たちは、下記の3つの理由から、保土ヶ谷区生活支援センターの指定管理者になることを希望し応募いたしました。

1. 令和元年度保土ヶ谷区区民意識アンケートの「地域活動へ参加しようと思う条件」では、半数の回答者が「参加したい内容であれば」としており、地域での福祉保健活動に対する関心の高さがうかがえます。このような地域こそ、当法人の理念である「誰もが住みやすい社会」を広げていく地域であると考え、保土ヶ谷区における精神保健福祉活動の推進に貢献いたしたく、応募いたしました。
2. 精神障害者支援の分野に目を向けると、平成 30 年度の精神障害者等基礎把握数では、保土ヶ谷区は5,800 人を数えるにもかかわらず、精神障害者の支援を専門とするグループホームは5 か所(定員計 43 人)に止まるなど、社会資源は十分とはいえません。私たちは保土ヶ谷区生活支援センターを含め、11 か所の社会福祉施設、1 か所の居宅サービス事業所、12 か所の障害者グループホームを設置・運営しております。これら高齢者・身体障害者・精神障害者の各施設及び生活保護更生施設での運営実績や培ってきたノウハウ・人材を活かして、保土ヶ谷区の精神障害者福祉の向上に貢献いたしたく、応募いたしました。
3. 私たちは、指定管理者への応募に先立ち、保土ヶ谷区の地域アセスメントを行った結果、前述したようにさまざまな地域課題があることを知りました。そしてその課題解決へ向けて必要なものは、高い専門性を発揮することができる生活支援センターの存在であると考えます。私たちは、生活支援センターの運営から学んだ多くのノウハウを活用して、保土ヶ谷区が抱える地域課題に貢献いたしたく、応募いたしました。

(4) 社会福祉活動等の実績

これまで団体として取り組んできた精神保健福祉活動の実績について具体的に記入してください。

また、精神保健福祉以外の社会福祉活動（知的障害者・身体障害者・発達障害者・高齢者・児童・生活保護受給者・ひとり親世帯等が対象の事業や活動）の実績や、その他の社会貢献の実績があれば、具体的に記入してください。

私たちは、社会復帰施設が十分整備できていなかった時分より、更生施設「横浜市中心浩生館」にて「社会的入院による地域生活が困難な精神障害者」の退院先として、多くの精神障害者を受け入れ、社会復帰へ向けた支援を行ってきました。その後は、精神障害者生活支援センターを始め、グループホームや就労支援事業所など、その時々ニーズに応じた精神保健福祉活動に取り組んできた実績を有しております。加えて、横浜市を始めとした行政機関の依頼に応じて、精神保健福祉関係の委員会への職員派遣や、(一社)神奈川県精神保健福祉士協会などの職能団体を通じて派遣依頼のあった活動にも職員を派遣するなど、地域全体の精神保健福祉の向上に向けた活動を積極的に行っております。

また、精神保健福祉以外の社会福祉活動では、身体障害者、高齢者、重症心身障害児者の施設運営の実績のほか、生活保護施設では近隣の単身高齢者の定期訪問を通じて、地域への社会貢献も積極的に行っております。

■精神保健福祉の活動実績

1. 更生施設「横浜市中心浩生館」の実績

横浜市中心浩生館は、開所当初より当時はまだ非常に少なかった「社会的入院による地域生活が困難な精神障害者」の退院先として、多くの精神障害者を受け入れ、社会復帰へ向けた支援を行ってきました。当時は、精神障害者を取り巻く状況は大変厳しく現在のような社会資源も皆無であり、ようやく県内に数ヶ所の地域作業所（現地域活動支援センター）が出来始めた程度でした。横浜市中心浩生館では、アルコール依存症の入所者にはAA（アルコホーリクス・アノニマス）プログラムを活用した断酒プログラムを提供し、自立への支援を行い、多くの回復者を送り出しました。その中から、新たに自ら断酒グループを立ち上げた方や、アルコール依存症回復施設の施設長や職員として現在も地域で活躍されている方を多数輩出しています。また、長期・短期の入院生活を余儀なくされ社会生活スキルを奪われてしまった統合失調症を初めとする精神疾患を抱えた利用者に対しては、施設生活をとおして生活リズムの習得、服薬の習慣づけによる再燃の防止、対人スキルの向上等を通じて、地域生活への自信を取り戻し、社会復帰に向けての支援を行いました。そして社会との接点を広げることによる「その人らしさ」を取り戻すために、病院や関係機関等と連携して、病院デイケアや区の生活教室、さらに、精神障害者地域作業所への通所などの働きかけを行いました。日常生活が安定し、本人が自信を取り戻したところで、次のステップとしてアパート設定や自宅への復帰を目指し、地域生活を送りながら作業所等の日中活動の場に通所するというスタイルを確立しました。これらは今で言うところの地域移行・地域定着支援事業や生活訓練施設の機能を先駆的に行っていた訳です。また、1990年から設置が始まったグループホームへの移管によって、今でも数多くの精神障害者が地域生活を送っています。

1989年神奈川県精神障害者地域作業所連絡協議会が主催した「やすらぎキャンプ」への参加をきっかけに、横浜市中心浩生館のあった南区では地域作業所・保健所（当時）の生活教室・更生施設の利用者が主体的にキャンプというイベントを作り上げるという事業がありました。そこで得られたものは、利用者自身が持っている「力」への感動、その力を支援者側が奪っていないかという振り返りの大切さであり、その想いを共有できた作業所・グループホーム・保健所のMSW（メ

ディカル ソーシャルワーカー)等の職員達と精神障害者福祉の向上を目指した活動は今でも継続されています。

2. 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター、横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者としての運営実績

2003年からは、こころの病を抱えた方が自分らしく地域で安心して生活していくために、「明るく笑顔のあふれる生活支援センター」というコンセプトの基に、横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センターの受託経営がスタートしました。

保土ヶ谷区生活支援センターでは当事者のみならず、高齢者支援担当、区障害者支援担当と協働して毎月開催される家族会の定例会や各種のイベントにも積極的に参加させていただき、良好な関係を構築するとともに家族に対して積極的に支援を行っています。また、ボランティアの育成や、実習生、小・中学生の積極的な受け入れを行うことにより、精神障害の正しい理解にむけた普及啓発活動にも力を注いでいます。2010年の指定管理者公募でも保土ヶ谷区精神障害者生活支援センターの運営法人として選定いただいたことに加えて、2011年には横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの運営法人として選定いただきました。地域における精神福祉推進の拠点施設として、両センターの管理運営を積極的に行っていきます。

3. 精神障害者を対象としたグループホームの運営

2010年12月にグループホームサンライズ(定員10人)を泉区に開設しました。その後、アンダーラ常盤台、アンダーラ中里台、サンライズⅡ、すてら縁と計5ホーム(定員合計39人)の運営を行っています。住居の形態(一軒家タイプ、アパートタイプ)、夜勤配置の有無など、ホームによって提供できる支援の内容は異なりますが、安心して安全な生活の場の提供をモットーに、グループホームの運営を行っています。

4. 精神障害者を対象とした就労支援事業所の運営

2013年に泉区に就労継続支援 A 型事業所アテイン、2015年に中区に就労継続支援 B 型・就労移行支援事業所インカルを開所し、精神障害者のニーズに応じた就労支援を提供しております。インカルは、B 型のニーズの高まりを受けて、2019年に定員を20人引き上げ40人の定員としております。

5. 新設グループホームの運営(予定)

2021年3月、鶴見区内に精神障害者を対象にしたグループホームの新設を予定しています。横浜市の内示も受け現在開所へ向けて準備中です。

6. 精神保健福祉関係の活動への職員の派遣

以下の活動に職員を派遣し、地域全体の精神保健福祉の向上に向けた活動を積極的に行っております。

- ・障害支援区分審査会(横浜市)
- ・精神医療審査会(神奈川県)
- ・介護給付費等不服審査会(神奈川県)
- ・認知症対策推進協議会(神奈川県)
- ・精神保健参与員(横浜地裁)
- ・成年後見制度利用促進検討会(横浜市社協)
- ・グループホームモニター委員(横浜市社協障害者支援センター) など

■精神保健福祉以外の社会福祉活動の実績

1. 身体障害者の支援

障害者支援施設「よこはまりバーサイド泉」、グループホームゆい（現在7ホーム）、居宅サポート・リバーサイド泉（ホームヘルプ）、よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨（生活介護）、よこはまりバーサイド泉Ⅲ（生活介護）の運営など、主として身体障害者を対象とした社会福祉事業を多領域で行っています。

2. 重症心身障害児・者の支援

身体障害者の支援を通じて培ったスキルを役立てるため、重症心身障害児・者の多機能型拠点「こまち」を2017年に開所しました。生活介護、短期入所、居宅介護などの障害福祉サービスに加えて、小児科の診療所、訪問看護ステーションも併設しており、重症心身障害児・者に対して医療ケアも含めた多様なニーズに応えることのできる体制を整えております。

3. 横浜市地域ケアプラザ2館の指定管理者

指定管理者として指定を受けている「横浜市大岡地域ケアプラザ」「横浜市蓑沢地域ケアプラザ」では地域包括支援センターが地域の身近な総合相談の窓口として位置付けられており、高齢者のみならず、精神障害に関する相談も数多く寄せられています。区障害者支援担当者や区内の生活支援センターと連携を持ち、精神障害者やその家族に対する地域生活の継続に尽力しています。

■その他の社会貢献の実績

1. 単身高齢者の定期訪問事業

私たちは1981年に横浜市南区中村町にて社会福祉法人を設立しました。以来40年近くの長きにわたり、中村町の皆様と交流を深めてきました。そのご縁から、多くの住民の方と顔を見知った関係を築いてきております。こうした関係性を活かし、地域近隣にお住いの単身の高齢者の定期訪問を行い、暮らしを見守っております。

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------

2 事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターが地域で果たす役割と機能について、記載してください。

わたしたちは、精神障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるような支援を行い、地域住民の障害に対する理解を深め、見守りや支えあいの仕組みづくりを進めていくとともに、本人の主体性を引き出し、社会参加や活動範囲を広げる活動の中核拠点として機能させることが、生活支援センターの重要な役割であると考えます。

わたしたちは、これらの役割を果たすために、下記に掲げた役割認識に基づいて、これまでの活動の実績やネットワークなどをさらに拡大させて、利用者主体の生活支援センターとしての役割と機能を果たすべく、実践していきます。

【役割】

1. 精神障害者の安心できる生活の継続の実現
2. 精神障害者の社会復帰の実現
3. 精神障害者の社会参加の実現
4. 医療や福祉サービスに繋がっていない方への積極的なアプローチの実践
5. 地域生活支援拠点機能・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの実践

【機能】

1. 日常生活の支援
2. ケアマネジメントの手法を活用した相談支援
3. アウトリーチ活動の拠点
4. 家族を含めた世帯への総合的な支援
5. 保健福祉に係る普及啓発
6. 地域移行・地域定着の生活支援拠点
7. ピア活動への支援
8. 関係機関や団体等とのネットワークの形成
9. 社会資源の開拓や創出

〈1〉日常生活の支援

住み慣れた地域で普通の生活を送り続けることは、生きていくうえでの基本となるものです。多種多様な生活上の困難や、病気や障害による生活のしづらさに対して、生活支援センターの持つ機能を活用し、衛生面や食事の問題の解決の糸口としての機能を果たしていきます。また、施設の活用にとどまらず、タイムリーな訪問活動や他の支援機関等とのパイプ役となることが、地域生活を支えるうえでとても重要だと考えます。

安定した地域生活を送り続けられるように、課題をひとつずつ丁寧に把握しながら、本人に加え、必要があれば世帯に対して支える仕組みを連続して展開していきます。

※具体的な事業実施内容は、P32の「(1)日常生活の支援」の項目をご参照ください。

〈2〉ケアマネジメントの手法を活用した相談支援

地域生活を営む上で、自分の意志に反すること、自己の持つ能力を十分に発揮できないことなど、様々な課題を抱えた中での生活のしづらさを解決していくために、専門的な手法を用いてその人に沿った暮らしの実現を目指します。本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）を高めていく支援を軸に、その人のライフステージへ寄り添い地域生活を永く営むことができるように

支援していきます。

※具体的な事業実施内容は、P32の「(2)相談支援」、P33の「(3)アウトリーチ」の項目をご参照ください。

〈3〉アウトリーチ活動

安定した地域生活を継続させていくためには、訪問・同行活動がとても大切であると考えます。いつでも相談できる体制の構築のもとに、各事業（自立生活アシスタント事業、退院サポート事業、自立生活援助事業）はもとより、生活支援センター本体として、積極的な訪問・同行活動を実践します。

またアウトリーチ活動は、世帯未治療や治療中断、病識のない方、サービスの拒否など地域の中で埋もれている方を早期に発見し、適切な医療や社会資源へとつなげていき、発症の予防の役割をも担うものとしてとても有効であると考えます。

※具体的な事業実施内容は、P33の「(3)アウトリーチ」の項目をご参照ください。

〈4〉家族を含めた世帯への総合的な支援の拠点

いわゆる「2025年問題」に象徴されるように、高齢化が一層進んでいく中で、社会生活の不自由さや困難さなどのリスクが高まることが想定されます。本人はもちろんのこと、家族の高齢化によりこれまでの生活の維持が難しくなることが一層進んでいくと言われています。疾病の予防や再発防止、身体機能の維持など予防の観点からも、現在の生活状況を把握しつつ、家族を含めた「世帯」で地域生活が継続できるように支えることが必要だと考えます。

※具体的な事業実施内容は、P34の「(5)地域連携」、P35の「(7)家族支援」の項目をご参照ください。

〈5〉保健福祉活動の普及啓発の拠点

精神障害者が地域において安心した生活を送り続けるためには、地域の精神障害に対する理解を深め、見守りや支えあいの仕組みが不可欠であると考えます。

その過程においては、障害者の権利擁護の視点を十分に踏まえながら、障害者虐待防止法、障害者への差別解消法に則り、普及・啓発の活動を実践していく拠点としての機能を果たすように努めます。

また、保土ヶ谷区の特色として、10代の自殺者が増加傾向にあることが報告されていることから、自殺予防対策についても、区役所とともに積極的に取り組みます。

※具体的な事業実施内容は、P36の「(8)普及啓発活動」、「(9)精神障害者退院サポート事業」の項目をご参照ください。

〈6〉地域移行と地域定着の生活支援拠点

私たちは、喫緊のテーマである長期入院の退院促進と、新たな長期入院患者を生み出さない認識を持ち、早期治療と早期退院支援を加速させていきます。そして専門職・地域資源・治療プログラム等を組み合わせ、利用者の力を損ねず、重層的な支援を実施し、新規利用者と支援終了者の循環を図り、支援依頼に応え続けて行きます。利用者が地域生活を支えるための仕組みづくりを、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの中で担っていきます。

※具体的な事業実施内容は、P34の「(5)地域連携」、P36の「(9)精神障害者退院サポート事業」の項目をご参照ください。

〈7〉ピア活動への支援

ピア活動は、当事者同士が互いの経験を伝えあったり分かち合うことを通じ、新たな人と人とのつながりによって、新たな価値や経験をもたらし、当事者同士が仲間として支えあう重要な活動であると考えます。

ピア活動を推進する職員の育成や、ピア活動の場の提供や新たな場の開拓などの支援を行うことによって、ピア活動の拠点機能を果たします。

※具体的な事業実施内容は P36 の「(9) 精神障害者退院サポート事業」の項目をご参照ください。

〈8〉関係機関や関係団体等とのネットワークの形成

区役所・基幹相談支援センター・生活支援センターの三機関による定例会議を中核として、自立支援協議会事務局会議や部会における関係性の強化、協働に加え、計画相談や地域移行・地域定着のモニタリングや個別支援会議での顔の見える関係づくりは、ネットワークをさらに広げて強化するツールとしてとても有効であると考えます。これらを有機的な継続性を持たせた関係を構築するために、「個」のつながりから「組織」のつながりへと発展させていくことがとても重要であると考えます。

保土ケ谷区内には、多種多様な福祉施設や事業所が存在し、まだまだ関係性のない施設も多くあることから、自立支援協議会や三機関会議などを活用しさらにネットワークの輪を拡大していく必要が喫緊の課題であると認識しています。

さらに、自治会・町内会や民生委員など、地域をよく知る方々との活動を通して、既存のネットワークの強化や新たなネットワークの構築に取り組みます。

※具体的な事業実施内容は、P32 の「(2) 相談支援」、P34 の「(5) 地域連携」の項目をご参照ください。

〈9〉社会資源の開拓や創出

当法人は、これまで 12 軒のグループホームを運営してまいりました。さらに、2 か所の就労支援事業所も運営しています。今年度は鶴見区に新たにグループホームを開設予定です。このことは、法人の 10 年プランにも謳っており、ニーズにこたえられる体制は整っています。地域生活支援拠点機能等を活用しながら、今後も多様化するニーズをいち早くキャッチし、新たな資源の開拓や創出に向けて、法人や自立支援協議会などに具体的に提言していきます。

(2) 指定期間中の事業展開方針

指定管理期間 10 年間における長期的視野に立った事業展開方針を記載してください。

わたしたちは、前ページに掲げた生活支援センターとしての機能と役割を果たし、精神障害者の「地域社会で安心して自立した生活」「サービスに繋がっていない方への積極的なアプローチ」を実現するために、本人の持つ能力を最大限に発揮できるように「ストレングスの視点」と「社会復帰と参加」を追求していきます。次の指定管理期間の 10 年間で三期に分けて、計画的な事業展開を行います。

第一期は活動に取り組みながら三機関会議や自立支援協議会などへの提案と調整、第二期は本格的な活動の展開、第三期は、これまでの取組結果の検証と新たな課題の解決に向けた取り組みを行います。

第一期（令和 3 年～令和 4 年）

第一期では、これまでの三機関会議や自立支援協議会等で表出した課題を提案書に基づいて分析・整理し、生活支援センターの運営基盤を確立し、関係機関や地域住民とのネットワークづくりに取り組んでいきます。また、第四期障害者プランや第四期保土ケ谷区地域福祉保健計画が示される時期であることから、これら施策を十分に踏襲した計画を立案して実行していきます。特に、地域生活支援拠点や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを三機関の中核として熟成させていくための活動は、とても重要な二年間です。自立支援協議会や既存のネットワークに加え、新たなネットワークを構築しながら、具体的な取り組みに向けてスタートします。

第二期（令和 5 年～令和 10 年）

第二期では、第一期で構築した地域ネットワークを基に、具体的なニーズの解決に向けて取り組んでいきます。区役所においての出張相談を定例化させ、さらに、区内のケアプラザや、地域のコミュニティハウスなどへも拡大させていきます。距離感の近さを培い、継続性をもって取り組み、地域の体制づくりを行っていきます。地域生活支援拠点や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの面の整備に、自立支援協議会の精神部会などの組織を加え、厚みのある「面」を構築していきます。

第三期（令和 11 年～令和 12 年）

これまでの活動の総括を行い、活動の奇跡を検証し新たな課題の抽出を行い、新たな課題解決に向けた計画と実践に取り組めます。そしてその効果が認められた場合は、その取り組みと結果を地域住民へ普及させてまいります。また、課題解決がされていない場合はその原因を究明し、新たな取り組みを計画し取り組んでいきます。

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------

3 収支計画

(1) 収支計画の適正性

指定管理料における収支計画の適正性について記載してください。

わたしたちは、横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センターの第三期指定管理者に応募するにあたって、横浜市の指定管理者ガイドライン、法人内の過去の経理状況、法人内他事業所の動向、人事関係などを精査し、緻密な指定管理料の算出を行いました。生活支援センターの指定管理料は大きく人件費と運営費に分かれています。後述する「指定管理料の効率性」の項目で詳しく述べますが、先に述べた精査や社会一般の動向から、年間予算の上昇率を2パーセントと算出し、物価上昇分を加味して計算いたしました。人件費は、資格要件や経験年数などが定められている職種があり、運営費の項目では、事務消耗品を含む日用品等は、法人内での共同購入によるコスト削減や、かるがも全体で公共料金の支出を抑えるための協議や取り組みを行っています。複合館「かるがも」は築17年を経過しており、特に設備関係では老朽化がすすんでいます。かるがも全体でこまめな修繕や未然に防ぐ手立てなどを検討し、大規模修繕にならないように取り組んでいます。

上記の理由により、この提案書で提案した指定管理料については、適正であると考えています。

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------

4 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置

必要な職員の確保と適正な配置について、勤務体制や業務分担等について記載してください。また、「団体全体」及び「生活支援センター内」の組織図を掲載してください。

わたしたちは、生活支援センターに期待される精神保健福祉の向上を担う保土ヶ谷区の中核拠点としての役割を実現するためには、「地域生活支援拠点のネットワークの充実」「地域交流事業・普及啓発事業の充実」「専門性を発揮する相談支援体制の充実」が必要だと考えます。そのためには、精神保健福祉分野における高い専門性を持った人材を確保するのみならず、他の社会福祉分野における経験豊かな人材の確保も視野に入れ、配置します。研修やスーパービジョンの機会を増やし、法人のキャリアパス制度に基づいて個々の職員のスキルを計画的に向上させる仕組みを整え、生活支援センターの役割を高いレベルで担える職員の育成を行います。

わたしたちは、精神保健福祉分野における高い専門性を持つ職員を確保し配置するために、以下の取り組みを実施します。

1. 職員の確保と配置

(1) 法人の採用基準に基づいた高い専門性と広い見識を持つ人材の採用

職員の採用については、法人の採用基準（後述）に基づいて、精神保健福祉士の資格保有者を中心として、社会福祉士の有資格者など、相談支援の資格保有者も視野に入れ、高い専門性と広い見識をあわせ持つ人材を採用し配置します。

(2) 豊富な実務経験と様々な制度に精通した職員の配置

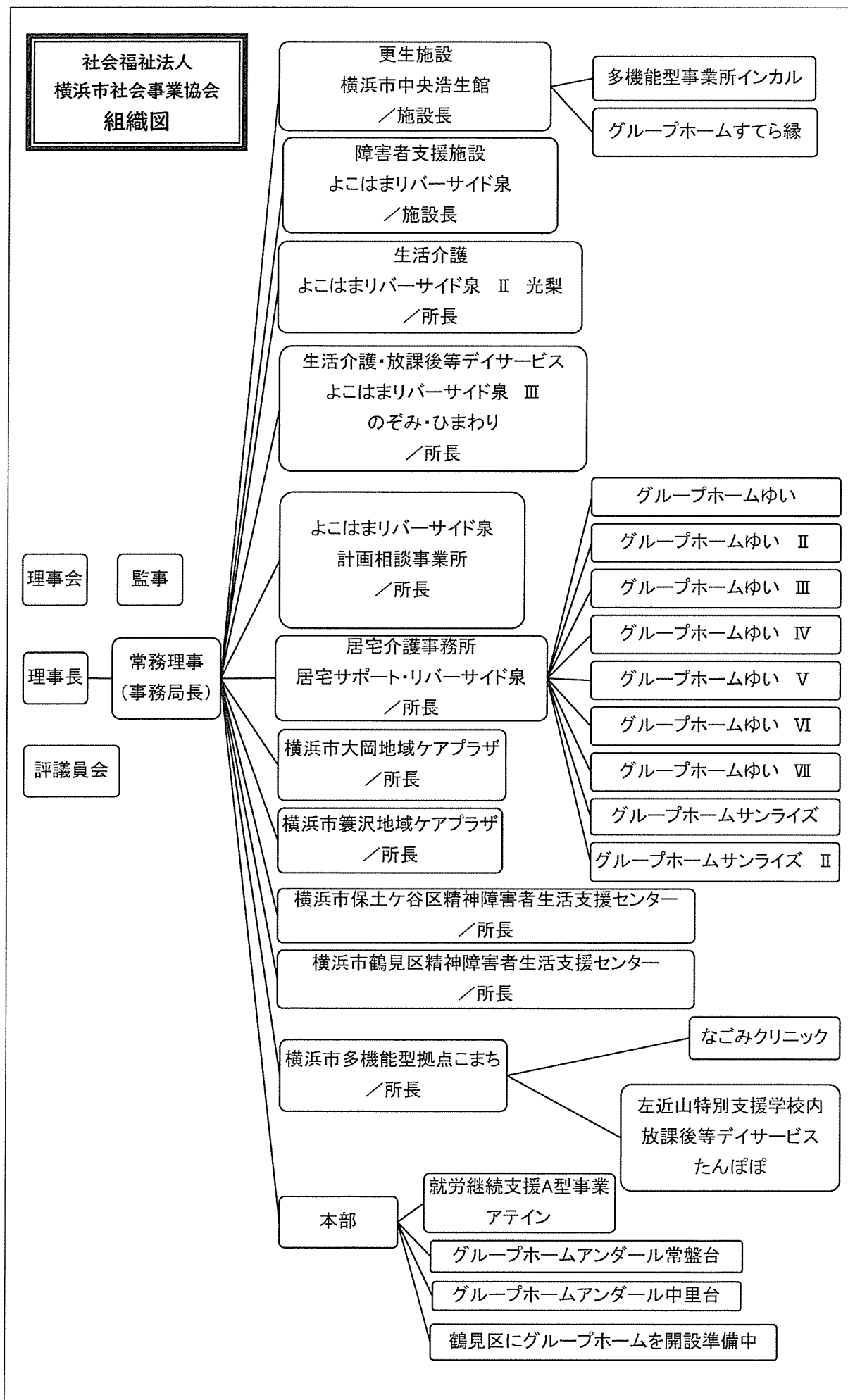
当法人内には、精神障害を含む多くの重複障害者を受け入れる障害者支援施設や、精神障害者にも対応したホームヘルプ事業所、主たる対象者を精神障害者とした 3 つのグループホーム（4 つ目を整備予定）を運営しています。加えて、精神保健福祉施策の整備が進む前から精神障害や精神疾患を持つ利用者を多く受け入れてきた生活保護施設、平成 24 年には、市内 17 館目となる鶴見区生活支援センターの運営と、精神保健福祉に関わる多岐にわたる福祉施設や事業所を運営してまいりました。これらの事業所には、合わせて 19 名の精神保健福祉士が配置され、運営に携わっています。精神障害者本人やその家族が高齢化を迎えることによる様々な課題に対して、幅広い視点から解決に向けた支援が構築できるように、豊かな実務経験を持つ職員を、法人内の人事ローテーションで配置します。

(3) 精神保健福祉士養成校との交流と連携による採用

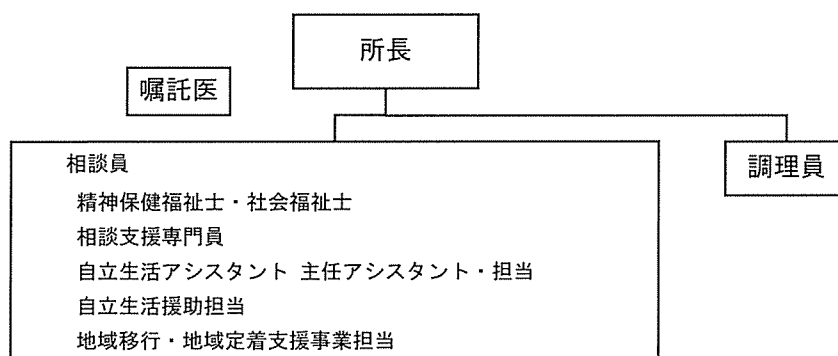
精神保健福祉士取得のための現場実習の受け入れや実習指導者研修、懇談会、実習体験発表会などの参加を通して、精神保健福祉士養成校との交流や連携を図ります。新卒生採用の際には、精神保健福祉士養成課程を卒業し、将来にわたって精神保健福祉の向上に寄与できる学生を採用し、配置するとともに法人のキャリアパス制度に準じて育成します。

※ 当法人の採用基準

- ① 利用者主体に考えることができる職員
- ② 利用者の要望に真摯に向き合える職員
- ③ 利用者のニーズとサービスをコーディネートできる職員
- ④ 常に自分のサービスと行動を振り返ることができる職員
- ⑤ 他事業所や他職種との協働力を発揮できる職員
- ⑥ 安全に対する高い意識を持ち、行動できる職員



保土ヶ谷区生活支援センター 組織図



2 勤務体制および業務分担

私たちは、事業を展開する上で「事業内容に適合する人員配置」を検証し、効率的な運営を目指します。そのためにも「関連法に適合した労働環境」を順守し、働きやすくやりがいがある職場環境の整備に努めます。また、土・日・祝祭日に責任者及び各担当者を配置できる体制を整え、業務実施における指揮命令系統の一元化と責任の所在の明確化を図ります。

	役職	担当業務	能力・資格	実務経験・年数	雇用形態			備考
					常	非	他	
1	所長	施設管理・運営	介護福祉士 相談支援専門員 介護支援専門員	障害者支援施設 18 年 精神障害者生活支援センター管理者 9 年 地域ケアプラザ管理者 2 年 本部 2 年	1			
2	主任	自立生活アシスタント (主任アシスタント)	社会福祉士 相談支援専門員	精神障害者生活支援センター職員 9 年	1			
3	主任	地域移行・地域定着	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	精神障害者生活支援センター職員 8 年 病院 PSW 8 年	1			
4	相談員	相談支援	介護支援専門員 相談支援専門員	精神障害者生活支援センター職員 8 年	1			
5	相談員	相談支援	精神保健福祉士 社会福祉士	精神障害者生活支援センター職員 1 年 居宅介護事業所 2 年	1			
6	相談員	相談支援	社会福祉士	精神障害者生活支援センター職員 1 年	1			
7	相談員	相談支援	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員 介護福祉士	精神障害者生活支援センター職員 17 年 障害者支援施設 5 年		1		
8	相談員	自立生活アシスタント	精神保健福祉士 相談支援専門員	精神障害者生活支援センター職員 17 年 病院 PSW 4 年		1		
9	相談員	相談支援	相談支援専門員	精神障害者生活支援センター職員 8 年		1		
10	相談員	相談支援	精神保健福祉士	精神障害者生活支援センター職員 2 年		1		
11	相談員	相談支援					1	無休化対応 アルバイト
12	調理員	調理	食品衛生管理者			4		1~2 名
13	嘱託医	医師相談	医師				3	月 3 回
14	障害者雇用	調理・清掃		精神障害者生活支援センター職員 8 年		1		

勤務ローテーション計画

役職・日・曜日		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	障害者雇用	嘱託医
		所長	主任主任アシスタント	常勤職員（相談員）	常勤職員（相談員）	常勤職員（相談員）	常勤職員（相談員）	非常勤職員（相談員）	非常勤職員（相談員）	非常勤職員（相談員）	非常勤職員（相談員）	非常勤職員（相談員）	非常勤職員（相談員）		
1	日	◎	—	○	○	□	△	—	□	△	△	—	☆	☆	
2	月	◎	○	—	○	△	□	○	—	□	△	△	☆	☆	
3	火	◎	○	△	—	□	△	△	○	—	□	□	☆	☆	
4	水	◎	○	△	□	—	□	□	△	△	—	○	☆	☆	
5	木	◎	○	○	△	△	—	○	□	□	△	□	☆	☆	
6	金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	土	◎	○	○	—	○	○	—	○	有休	—	—	—	—	
8	日	—	◎	○	△	△	△	□	□	□	○	—	—	☆	
9	月	◎	○	—	○	□	□	□	—	△	△	△	☆	☆	
10	火	◎	○	○	—	□	□	△	△	—	△	○	☆	☆	
11	水	◎	○	□	□	—	○	○	△	△	—	△	☆	☆	☆
12	木	◎	—	○	△	○	—	△	□	□	△	—	☆	☆	
13	金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14	土	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	
15	日	◎	○	□	□	—	△	△	△	□	□	—	—	☆	
16	月	◎	○	—	△	△	□	□	—	□	○	△	☆	☆	
17	火	◎	○	△	—	○	△	□	△	—	□	□	☆	☆	
18	水	◎	○	有休	□	○	△	△	有休	△	○	□	☆	☆	
19	木	◎	—	○	△	△	—	△	○	□	—	○	☆	☆	☆
20	金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
21	土	—	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	
22	日	◎	○	—	△	△	△	□	□	□	—	○	—	☆	
23	月	◎	○	□	△	□	有休	○	—	□	△	△	☆	☆	
24	火	◎	○	○	—	□	△	△	△	—	□	□	☆	☆	
25	水	◎	—	○	△	—	△	□	□	△	—	○	☆	☆	
26	木	◎	—	○	□	△	—	△	△	□	有休	○	☆	☆	
27	金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
28	土	—	○	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	
29	日	—	◎	○	△	□	△	○	—	△	△	—	—	☆	☆
30	月	◎	○	—	□	△	△	△	○	□	□	有休	☆	☆	
備考															

◎日勤及び責任者

☆調理・障害者雇用・嘱託医出勤日

○早番 8:45～17:30

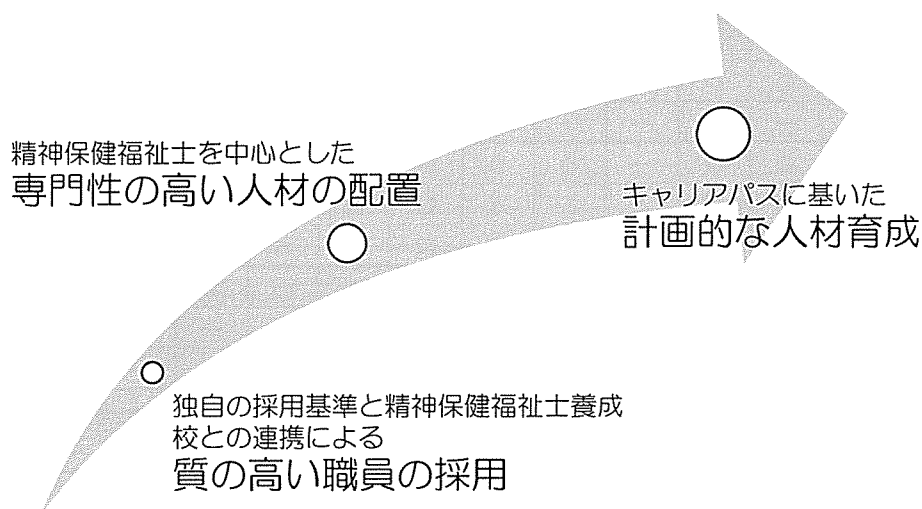
□日勤 10:15～19:00

△遅番 12:00～20:45

(2) 職員の育成

研修計画やOJTなどを含めた職員の育成について記載してください。

わたしたちが求める生活支援センターに配置する職員像は、ソーシャルワーカーとしての専門性に基づき、生活支援センターの役割を高いレベルで維持・発展させられる実践力の高い人材です。こうした人材を育成するため、私たちは職務や職位に必要な一連の技能・資格・業務経験と、それに対応する研修内容等をキャリアパスとして設定し、計画的・体系的に人材育成を進めます。それに加えて日頃の職場においても、外部研修・学会等への参加、指導職員によるスーパービジョンの機会の提供、事例検討会の実施を通じて、職員個人の専門的スキルを向上させる職員育成を行います。



1. 職員育成の具体的方法

(1) キャリアパスに基づく職員の育成

職務や職位に就任するために必要な技能・資格・業務経験を明確にし、それに対応した研修内容をキャリアパスとして設定することにより、計画的・体系的に人材を育成します。

(2) 日頃の職場における育成

- ①研修・学会等への参加や実践発表を通じて、支援理論の習得と蓄積を図ります。
- ②研修参加者による報告会を実施し、情報の共有化を図ります。
- ③定期的なスーパービジョンを通じて、職員全体の専門的実践力を高めます。
- ④インシデントプロセスの手法を用いた事例検討会を実施し、専門人材の育成を行います。

2. 事業展開における研修の位置付け

(1) 研修のシステム化(研修のスパイラルアップ効果)

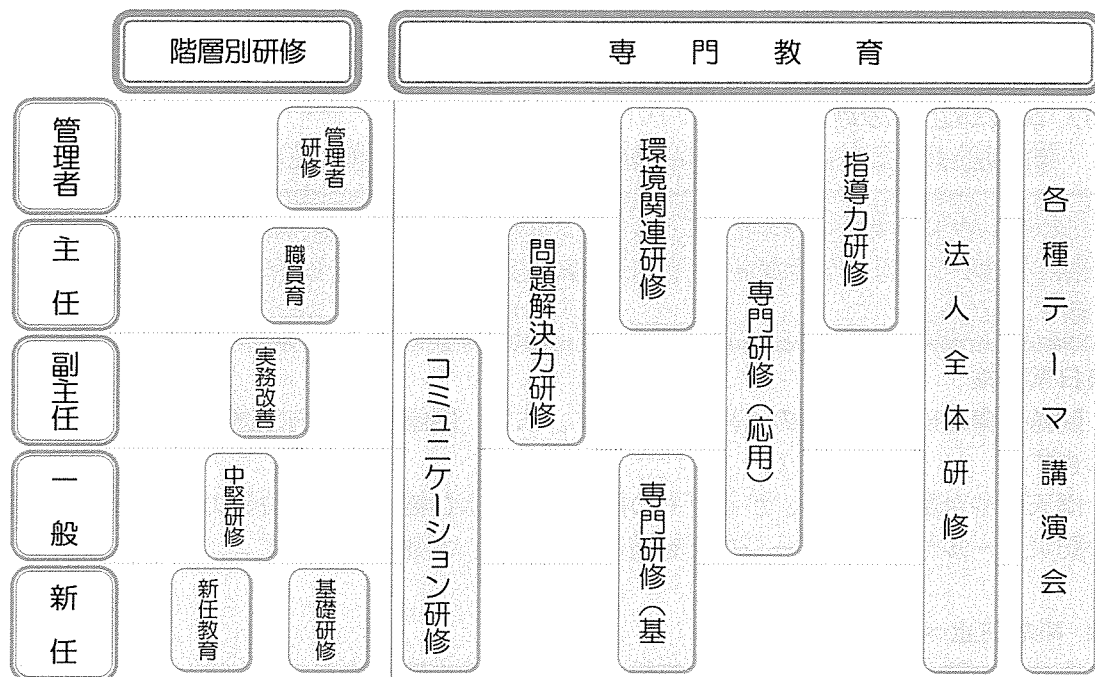
- ①外部研修等で得た知識・手法・情報等を施設全職員が共有して活用できるようにするため、研修参加者による研修報告を会議の中に設定し、情報の共有化を図ります。
- ②共有化した情報等を各業務に照らし合わせ、各業務の改善策を作成します。次に改善策を実践し、実践結果を検証して、検証結果を実務に取り入れるため、マニュアルを適宜改善して、その周知・徹底を図ります。

(2) 担当業務及び役職に基づいた研修企画

組織内の役割を明確にし、階層別の研修企画を実施します。

■職員の研修計画

研修企画に基づきそれぞれの目標が達成できるよう事業所内及び法人主催の研修を定期的実施するとともに、外部研修の情報提供を積極的に行い、職員自らの学ぶ姿勢を支援します。



研 修 内 容	所長	主任	相談員	調理員
新人職員研修			○	
相談技術研修		○	○	
成年後見制度研修		○	○	
個人情報保護制度研修	○	○	○	○
障害者ケアマネジメント研修	○	○	○	
精神疾患研修		○	○	
福祉教育担当者研修			○	
人権擁護法人研修	○	○	○	○
ユースアドバイザー養成講習		○	○	
相談支援事業者研修	○	○	○	
電話相談機関研修		○	○	
防災研修	○	○	○	○
事例検討研修		○	○	
地域福祉コーディネーター養成研修(ボランティアコーディネーター養成含)		○	○	
アディクション研修		○	○	
家族支援担当者研修			○	
食品衛生管理研修	○		○	○
救命講習	○	○	○	
他機関間交換研修			○	
中堅職員研修		○	○	
スーパーバイザー研修	○	○	○	
他障害研修(アスペルガー症候群)	○	○	○	
フォローアップ研修	○	○	○	
ピア担当者養成研修			○	
個別支援研修	○	○	○	
地域資源・他機関連携研修	○	○	○	
OJT 研修	○	○	○	
アウトリーチ研修	○	○	○	
管理職研修	○			
メンタルヘルス講座	○	○	○	
自殺対策基礎講座	○	○	○	
エンカウンター研修	○	○	○	
上級救命救急講習	○	○	○	
触法関係の研修	○	○	○	

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------

5 施設の管理運営

(1) 事故防止への取組

事故防止対策に関する取組、事故発生時の対応方法等について、具体的に記載してください。

わたしたちは、施設の管理運営にあたって、事故等を未然に防ぎ、発生させない取組みが重要だと考えており、「安全が第一」という徹底した意識をもって、以下のような取組みを行います。

■ 日常点検

開館準備時に館内設備の点検を行います。また、閉館前に館内の巡視を行い確認表に記載します。

雨天時や台風到来時は、かるがもの周辺状況および帷子川の水位等の確認を行い、横浜市の防災メールやホームページなどを随時確認して、水難に備えます。

■ 事故防止への取り組み

事故発生防止委員会を設置し、施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の対応を速やかに行い、最善の対応がとれるような、安全管理体制づくりに施設全体で取り組みます。

日々の申し送りや業務日誌などを活用し、職員間の情報共有に努めます。

毎月2回の職員会議において、委員会からの報告をもとに、全職員で事例を分析、検討し、必要に応じて安全管理マニュアルの改訂を行います。

また、社用車や自転車の運行前には始業点検を行い、車を運転する際には免許証携帯の確認とアルコールチェックを行います。

■ 事故発生時の対応

やむを得ず日常管理の中で起こりうるけがなどへは、現場での判断によって迅速に対応し、ご家族や関係機関、上席者への報告を行います。その後、職員会議等を通じて全職員で検証し共有します。

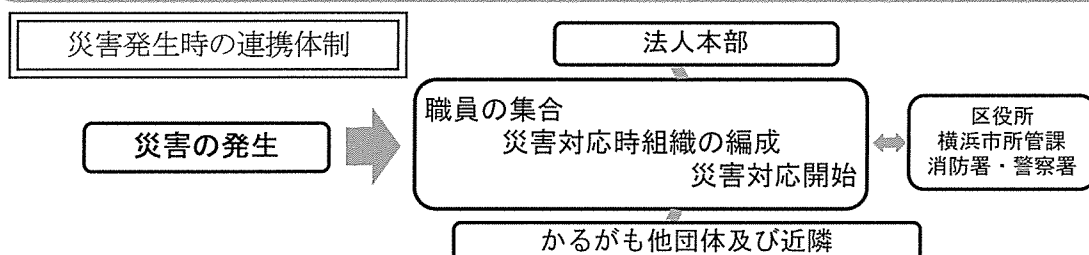
重大な事故が発生した場合は、特別な体制を敷き、随時法人本部をはじめ、行政、関係機関と連携を図り、被害が拡大しないように努めます。

(2) 緊急時（防犯・防災等）対応

防犯・防災・急病・災害への対応方法等について、連絡体制や日常的な地域との連携も含め、具体的に記載してください。

わたしたちは、防犯や防災の意識を常に持ち続けて施設の運営にあたることこそ、最大の防犯策だと考えています。

法人の10年プランや複合館「かるがも」をはじめ、横浜市の所管課や区役所、関係機関と連携を図り、自立支援協議会の防災部会とも連携を図りながら、防犯や防災を実践します。



■危機管理体制

緊急事態の重要度に応じて、危機管理体制をとり対策を講じます。

主な緊急時レベル（災害・事故等）のレベルは、以下のとおりです。

レベル(非常事態の対応内容)		対応方法	目標対応時間
レベル0 (事前対応)	気象警報が発令された場合 台風、大雨、大雪警報発令時	気象情報及び現地情報を入手 所長指示による情報収集及び対策の 協議	30 分以内
レベル1 (一次対応)	直ちに対応を要する、緊急 を要する場合 機器故障、不審者侵入、 急病人発生など	必要に応じ、横浜市、警察、消防機関 等の関係機関・かるがも他団体への 緊急通報 機器故障の場合は、保守契約会社へ 連絡	30 分以内
レベル2 (二次対応)	法人と連携した対応が必要 な場合 火災、盗難、傷害事件等	警察、消防機関、横浜市への緊急通報 およびかるがも他団体へ連絡 支援センターに対策本部を設置	2 時間以内
レベル3 (三次対応)	支援センター（かるがも）で は解決が困難な場合 大地震、風水害等	法人本部に対策本部を設置 かるがも、横浜市及び区、警察、消防 機関との連携・協働	6 時間以内

■災害時の対応

災害発生に備え、職員・スタッフの自衛消防隊を編成します。災害対応マニュアルに沿って、避難訓練を年2回実施し災害連携の訓練を行います。

情報伝達訓練、福祉避難所訓練会議に参加するとともに、事業所内にて緊急連絡手段の確認や訓練、緊急電話、FAX、福祉避難所情報共有システムの使用方法を共有します。

■福祉避難場所開設時の対応

年1回、福祉避難所開設に伴う連絡体制、各職員の到達手段、初期対応を確認するとともに、災害備蓄品の保管場所について共有します。

発災時には、速やかに福祉避難所として開設できるように、各職員の状況確認を行い、法人本部をはじめ、所管課や区役所などとの連絡を密に行い、開設準備を進めます。

避難者については横浜市より依頼された要援護者の方々を受け入めます。

緊急連絡手段の無線、緊急電話、FAX、福祉避難所情報共有システムの使用方法を確認し、誰でも対応できるように共有します。

■防災

緊急連絡網の使用確認訓練及び年2回の避難訓練をかるがも全体で実施し、さらに水防訓練も年1回実施します。

事業所周辺の整理整頓により被害を最小限に抑えられるように努めます。

台風や長雨等による河川の氾濫の可能性が無いか確認するとともに、排水溝等のゴミ掃除等を徹底します。また、台風の接近や河川の氾濫の兆候がある場合は、開館時間の変更や休館など、所管課と協議しながら予防の対策を講じます。

区自立支援協議会の防災部会による福祉避難所開設訓練に参加し、実地体験を積み重ねるとともに、区内の障害福祉避難所間での情報交換や情報共有に努めます。

法人の10年プランのひとつである「BCPプロジェクト」を通して、災害に対して円滑に対応できるようにします。

■防犯

日ごろから地域に出て活動し、地域住民や関係機関、関係団体などと顔の見える関係づくりを行い、その存在を知ってもらうことで、防犯にかかる安全確保がなされ、地域に開かれた生活支援センターとなることが、とても重要であると考えます。

不審者の対処や利用者の安全、職員の護身など、防犯にかかる安全の確保について、職員会議を通じて様々なリスクに関する共通理解を図ってまいります。

来訪者には、声掛けを行い、外部からの人の出入りを確認します。

危機管理意識を高めるために、警察や警備会社、防犯コンサルティングなどの協力を得て、講習会や防犯訓練等を行います。

地域のイベントなどに参加し、日頃より地域との交流を深めます。

(3) 個人情報保護・情報公開への取組

個人情報の保護に対する取組や、団体の運営状況等の公開について、具体的に記載してください。

わたしたちは、福祉施設で取り扱う個人情報を、日常生活においては他人が知り得ることのない繊細な情報であると捉え、常に事故防止に注意を怠らず適正に管理するよう努めます。

特に、漏洩事故につながりやすいUSBメモリーは法人による制限によりデータの流出を予防します。また、やむを得ず個人情報が記載された書類を郵送する場合に、ダブルチェックを徹底し事故防止に細心の注意を払うとともに、事故発生時は速やかに区行政に報告し情報の拡散防止に努めます。

また、地域住民の精神保健福祉に対する理解を深め、施設運営の透明性を担保する観点から、法人及び生活支援センターに関わる情報公開について積極的に取り組みます。

■指定管理者としての適切な管理

横浜市指定管理者として、市の個人情報保護規定に基づき適正な管理を行います。また、年1回の全職員への研修及び、個人情報管理チェックリストによる管理状況の確認並びに全職員に対する誓約書の提出を義務づけます。

■個人情報保護に関する基本的な考え方と運用について

当法人は「個人情報保護規定」「個人情報管理規定」「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、個人情報保護の適切な管理・保護に努めます。

個人情報の取得に際して、利用目的を特定して、特に情報量の多い施設内ネットワークについては運用マニュアルを設け、管理責任者によるパスワード管理、データの持ち出しのできないシステム上の制御を講じます。

規定に基づき、保管期限の過ぎた個人情報は、速やかに破棄します。

■日常管理の具体策

- (1) USBメモリーによる個人情報の持ち出し禁止
- (2) 個人情報の管理場所の施錠 チェックリストによる退勤時の最終確認
- (3) パソコンの施錠管理
- (4) パソコンのスクリーンセーバーの設定
- (5) F A Xによる個人情報の送付の禁止
- (6) 障害福祉サービス受給者証の取扱い規定に基づいた管理
- (7) 個人情報廃棄時の用紙のシュレッダー処理
- (8) 個人情報廃棄時にマニフェストによる廃棄状況の確認
- (9) 業務用携帯電話のロック機能活用の義務付け
- (10) ファスナー等、ふたが閉まるバッグの使用

■外部委託業者に対する個人情報守秘義務契約の締結

外部委託業者に対しても個人情報守秘義務の契約を締結し情報の漏洩防止に努めます。

■情報公開

法人運営の透明化を図るため、法人ホームページ、法人機関誌で以下の情報について公開を行います。

(1) 法人予算及び決算状況

(2) 法人事業報告及び事業計画

法人ホームページ URL <https://www.ysjk.jp/>

■指定管理者としての情報公開

指定管理者として、横浜市に対し管理運営内容の報告として年度ごとの事業計画・事業報告及び予算決算報告を行い、横浜市のホームページ上で公開します。

指定管理者自らが業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的に、指定管理者第三者評価を受審し、評価結果を市のホームページ上で公開します。

■障害福祉サービス情報の公表制度の活用

障害福祉情報サービスかながわやワムネットなど、外部の情報提供サービスにも最新の情報を掲載し、広く周知できるように努めます。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待防止・権利擁護への取組について具体的に記載してください。

施設や病院・自宅などにおける虐待など、昨今の障害者に対する人権侵害事例は後を絶ちません。これを抑止することは、社会福祉事業を担う社会福祉法人としての第一の役割だと認識しています。

人権侵害や虐待発生後における対策はもちろん重要ですが、事前の防止という観点から取り組み、精神障害者が自らの意思のもと、地域で安心して生活を送れるような支援を提供できるように取り組みます。

利用者の権利侵害を許さない施設とするためには、職員一人ひとりが日常の支援を常に振り返り、職員相互でチェックを行い、小さな出来事のうちに芽を摘むことが大変重要です。職員一人ひとりが主体的に虐待防止に取り組み「利用者のニーズに基づき支援する」という原点に戻って常に自らの支援の在り方を再確認するような仕組みを整えてまいります。

1. 管理職を含めた職場全体の人権意識を高める研修
2. 障害特性を理解し、適切な支援が行えるように知識や技術を所得する研修
3. 事例検討
4. 職員のメンタルヘルスのための研修

これらに計画的に取り組むために、前述の人材育成のシステムや研修計画に基づいて人権擁護への取り組みを実施します。また、ヒヤリハット事例の検討と共有、他分野での事例を通しての検討や共有など、職員会議などを活用し常に人権擁護の意識を持ち続けます。さらに、三機関会議や区自立支援協議会、自立支援協議会ブロック会議等の事例検討や活用に加え、第三者委員からのアドバイス、嘱託医からのアドバイス、家族会定例会参加による当事者や家族からの体験談や活動など、外部の方からの客観的な視点による指摘やアドバイスなどを通して、風通しの良い職場環境を整えます。

(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組

利用者の意見や苦情を聴取するための取組と、意見や苦情を受けて迅速に対応するための工夫などについて具体的に記載してください。

わたしたちは、利用者のニーズ及び苦情は、施設運営改善への最重要な提言にとらえ、迅速、適切かつ継続的な対応のできる仕組みづくりを行います。

苦情という形で表面化する以前の段階において、じっくりと時間をかけた面談を実践します。

■苦情解決のしくみ

保土ヶ谷区生活支援センターの苦情解決手順に則り、苦情受付時には苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員による適切な対応を行います。職員全員が情報を共有し、サービスの向上に努めます。また、個人情報に関するものを除き事業報告等で公表します。

■外部機関の紹介

施設の中で問題を解決することが難しい苦情の場合、外部の苦情解決機関として、横浜市ご意見ダイヤル、神奈川県福祉サービス適正化委員会の案内を施設内に掲示、紹介します。必要に応じて、担当ケースワーカーや法人本部などとも事案を共有し、指示を仰ぎながら早期の解決に向けて取り組みます。

■利用者ニーズの収集

サービス向上のための貴重な情報源として、ご意見箱の設置、利用者アンケート調査の実施、ホームページの活用、訪問時の相談、フロアでの日常会話等あらゆる場面での苦情・要望の収集を行いデータベースに保存します。保存した情報は、全職員間で情報共有し、改善対策の資料として活用します。

(6) 指定管理料の効率性

指定管理料を効率的に執行するための工夫、指定管理料の低減策を記載してください。

わたしたちは、過去 16 年間の運営実績をもとに収支計画を作成しました。その実施にあたっては、本事業計画書を確実に履行するために必要な質の高い人材を確保するとともに、四半期での予実（予算及び実績）管理を行い、収支計画を適正に実現していきます。

■人員の確保

地域支援の継続性の視点及び、質の高いサービス提供の必要性から、精神保健福祉士や相談支援専門員、精神福祉保健分野で 5 年以上の実務経験のある職員については、継続雇用が望まれます。そのため、人件費の自然増分を加味した形での人件費を提案します。

■四半期ごとの予算管理の実施

年度予算と齟齬が発生しないように、四半期ごとの予算を策定し、施設長及び主任による収支報告対策会議を実施し収支計画の適正な管理に努めます。

■外部機関による会計検査の実施

会計内容の透明化を図るため、外部機関による月次ごとの会計検査を実施し会計の適正な運用について、外部の目による評価を行います。

■法人内他施設との共同購入の実施

事務用品や消耗品は法人契約業者よりまとめて購入し、単価を抑える事でコストの削減をいたします。

■省エネルギー・省資源の取組み

1. 環境対策への取組みを以下のように進めます。またヨコハマ 3R 夢プランに基づき、事業ゴミの分別・削減に努めます。

- (1) 電力デマンド（最大需要電力）を利用し、無駄を削減します。
- (2) 照明を順次LED電球類に交換します。
- (3) コピー機・パソコンの節電モードを活用します。
- (4) こまめにフィルター清掃を行い、運転効率を維持に努めます
- (5) 冷暖房の適正温度管理（暖房 20 度、冷房 28 度）を表示し、協力を仰ぎます。
- (6) トイレの流水量と節水シャワーの利用により節約します。
- (7) コピー用紙の裏面利用及び両面印刷を徹底するとともに白黒印刷を基本とします。

2. プリメンテナン스（予防保全）による保守管理費の縮減

保守管理業者による定期点検と日頃の巡回及びプリメンテナン스により、施設設備のライフサイクルコスト低減に努めます。

3. 市内中小企業優先発注

「横浜市内中小企業振興基本条例」に基づき、地元のスーパーや商店街、また市内各企業から見積もり依頼し発注します。

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------

6 具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

日常生活を営む上での様々な課題に対する個別具体的な支援の方法について記載してください。※食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービスを含む

利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活の支援を行います。

独自の調べによると、保土ヶ谷区生活支援センターの利用登録者のうち、約半数が独居、単身で生活をされていました。単身生活者の男女比はほぼ 2:1 で、約 75% が 45 歳以上でした。総合すると、生活支援センターの利用者の 4 人に 1 人が 45 歳以上の単身生活男性であるという結果を得ました。実施要項の事業内容に定められている「食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助」について、特に一人暮らしをしている壮年男性の生活面での課題を意識して、以下のように取り組みたいと考えます。

- ①食事サービス：食堂を利用して、食事提供のサービスを行います。月の下旬に次月の献立を案内し、事前注文を受けつけます。夕食を中心に提供し、利用者の要望をうかがいながら、昼食サービスも検討します。対人面などで一般の外食店の利用が苦手な方、ふだんの食事の内容が偏りがちになってしまう方、自炊の苦手な方、家計のために食費を節約したい方などにご利用いただくことで、生活の維持、食事習慣の改善、他者と関われる場への参加といった効果が期待できます。
- ②入浴サービス：総務省統計局の平成 20 年住宅・土地統計調査の解説によると、「昭和 56 年以降建築された住宅では 99% 以上と、ほとんどが浴室のある住宅となって」います。浴室はあるが利用できない、利用しにくい方を対象に、支援センターの入浴サービスをご利用いただきたいと思います。一人暮らしの方の中には、入浴中のアクシデントを不安に感じられる方もおられます。支援センターでは脱衣所にインターフォンを設置して、安心してご利用いただけるようにします。整容に課題を抱える方には定期的な利用をうながして、生活改善を図ります。
- ③洗濯サービス：平日の日中は就労や通所されていて、家事に困難を感じている方がおられます。洗濯サービスには、土曜祝日に開館できる支援センターの強みを活かします。街中のコインランドリーよりも安価で、待ち時間もゆったりと利用してもらうことができます。一人暮らしへの移行を支援するケースでも、洗濯の不便を一時的に緩和できるサービスとして活用します。
- ④インターネットサービス：総務省の平成 30 年通信利用動向調査によると、スマートフォンを保有している世帯の割合は、79.2% に達しています。障害者が情報弱者とならないための支援として、廉価でインターネットを利用できる環境を提供するという従来のサービス内容に加えて、インターネットの活用に不慣れな方についての援助にも取り組みたいと思います。

支援センター外での日常生活支援として、各種の手続きや書類作成の援助を行います。発達障害を含む精神障害の方には、初めての手続き、書類作成だけではなく、これまでに経験のある定期的な提出書類、申請書、申告書などの書き方にも戸惑われたり、不安を感じられたりする方がおられます。書類の作成や提出を見守ることで、利用者が自信を持ち、達成感を得られるような支援を行いたいと思います。

(2) 相談支援

電話相談、面接相談、ケアカンファレンス等の相談支援の方法について、個別支援の実施方針にも触れながら記載してください。

相談支援は、生活支援センターが果たすべき機能の中核をなすものであると考えます。生活支援、訪問や同行によるアウトリーチ支援、家族支援さらには他機関との連携においても、利用者に適切な支援を行い、利用者の環境の改善を図るためには、土台としての相談支援が不可欠です。

相談の場面では、相談内容の聞き取りに加えて、相談時の利用者の非言語的なメッセージを汲み取りながら、的確なアセスメントを行うことを心がけます。利用者の真のニーズに達し、ニーズに即した助言や提案を行い、相談支援を始点として具体的な支援への発展、展開を図ります。相談支援においては、利用者との間に信頼関係を築くことがなによりも重要であると考えます。

電話相談では、上に述べた“非言語的なメッセージ”が受け取りづらくなる制約を認識したうえで、利用者が手軽に相談できる利点を活かして、時間と内容にメリハリのある支援を行います。

面接相談では、生活支援センターの相談室をメインの相談場所として、利用者が安心してゆっくりと相談できる環境に配慮します。即応性、緊急性を求められる場合には、3 機関連携のもと、区役所や基幹相談支援センターの相談スペースもお借りして、機関合同しての面接も行いたいと思います。

保土ケ谷区は、区役所、生活支援センター、基幹相談支援センターの3つの機関が徒歩10分圏内にあります。互いに連絡、連携の取りやすい立地の利点を活かして、3機関を軸としたカンファレンスを活発に行いたいと思います。利用者の相談内容、解決課題に応じて、その時に必要な支援者、関係機関との連絡調整をすばやく行い、利用者を待たせない、待たせすぎない支援を実現します。

利用者ご本人からのご相談のほかに、ご家族からの相談、民生委員の方、地域ケアプラザ、学校など地域の方がたからの相談にもおこたえたいと思います。利用者の身近な方からの相談に応じることで、ご本人の環境を改善していくことに取り組みます。

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

緊急支援や計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを含めたアウトリーチ（訪問・同行）の個別支援の実施方針について、具体的に記載してください。

地域で暮らす精神障害者の支援には、訪問、同行支援が最も重要な支援であると考えます。利用者の日常の生活状況を把握するため、病状を客観的に理解するため、相談支援を通じて利用者のニーズをとらえ具体的なサービスの導入や通所へつなげるため、社会参加の状況を見守るため、そして医療やサービスにつながない方へのアプローチを行うために、自宅へ、病院へ、行政機関の窓口や通所先、就労先へも積極的に訪問、同行による支援を行います。

訪問、同行支援を通じて、利用者の生活状況や病状を把握し、個別支援のための実践的な計画を作成します。課題を明らかにし、目標を設定し、進捗状況を見極めながら、利用者の生活改善を図り、病状の回復、安定を目指します。

慢性的な精神疾患を抱える方には、突発的に危機的な状態、危機的な状況に見舞われることもあります。緊急時の対応には、すばやく判断することとリスクを低減させること、その二つが同時に求められます。日頃の訪問、同行支援で利用者の生活状況を把握しておくことは、そのような「万が一の状況」への備えとしても重要であると考えます。実際の緊急時には、行政および医療機関等と密に連携を取りながら、利用者の住まい、通院先、通所先等の位置関係および移動に要する時間等を的確に判断し、利用者の安全を確保できる対応にあたります。そのような活動を重ねていくことで、生活支援センターの“チーム”としての支援力を向上させ、保土ケ谷区内の事情にも精通した「地域から頼りにされる」生活支援センターになれるよう尽力します。

この項の最後に特に強調して述べたいことは、潜在的な当事者へのアプローチ、いわゆ

る「掘り起こし」の活動についてです。これまでの支援において、おもにご家族や近隣からの相談を受けた中で、「もっと早くに知り合いたかった」「早期の関わりを持ちたかった」と悔恨を感じたことが少なくありません。未治療の方、治療中断の方、長年のひきこもりや依存から抜け出せず悪循環の状況にある方など、「外部からの支援があれば生活状況を大きく改善できる可能性のある方がた」にアプローチするための訪問による支援に勢力を注ぎたいと思います。「そこにいるはずの方」と巡り会うために、人口約 20 万人の保土ケ谷区の世帯状況、生活状況に関する統計的な手法も活用して、かすかな SOS を見逃さない生活支援センターを目指したいと思います。

(4) 嘱託医相談

嘱託医相談の実施計画や活用方法等について記載してください。

嘱託医の相談は、クリニックや病院の門をくぐる前段階と位置づけ、専門家による見立てやアドバイスを得られる場として、とても有効であると考えます。特に、病識のない方や、当事者を抱えるご家族に対して、医療へつなげる最初のステップとして、積極的に活用していきます。

医学的な見地から、施設内のカンファレンスにおける助言や困難ケースへの助言などを積極的に活用していきます。

職場内のこころの健康の保持、増進のための助言にも活用します。

他機関の支援者からの相談や、民生委員などからの相談にも柔軟に活用します。

未治療の方や、病識のない方、引きこもりなどの方のご自宅へ一緒に訪問して、医学的な見地の見立てをいただき、区のケースワーカーや支援機関と共有しながら、次のステップへつなげていきます。

(5) 地域連携

関係機関（区役所、基幹相談支援センター、病院、精神障害者福祉施設、地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等）、関係団体（地元町内会、家族会等）との連携方法について具体的に記載してください。

地域連携においては、まず保土ケ谷区の高齢・障害支援課の MSW と緊密な連携を図ります。区役所へ寄せられる相談を直接受けるために、区役所窓口への出張相談を行います。また、平成 28（2016）年度より全市的に開始された、区、基幹相談支援センター、生活支援センターの「3 機関による定例カンファレンス」を軸に、3 機関の連携を発展させます。

保土ケ谷区およびその近隣の精神科病院として、港北病院、常盤台病院、保土ケ谷病院、日向台病院、神奈川病院、あさひの丘病院、紫雲会横浜病院、横浜丘の上病院、県立精神医療センター、相原病院、大和病院等と連携し、個別支援ならびに退院促進のための支援にも積極的に取り組みます。

退院の支援には、グループホーム等との連携が不可欠です。区内の主に精神障害者を対象とするグリーンウッド仏向、グリーンウッド仏向セカンド、グリーンウッド梅の木、アンダー常盤台、おきな草等と緊密に連携し、入所時、退所時を含めた総合的な生活支援に取り組みます。また市内の 3 つの生活訓練施設とも連携します。

主に精神障害者を対象とする区内の就労継続支援 B 型の事業所、ワークショップメンバーズ、あかね工房、アートショップよこはま、with ゆう、フェアコーヒーおよび地域活動支援センター（作業所型）のスカイキング、トラック等と連携し、通所を軸とした生活支援に取り組みます。就労移行支援事業所は、横浜駅から桜木町、関内に多く存しており、主にこれらの事業所と連携して、サービス提供時および通所時の生活支援に取り組みます。

上記にあげた、区内の機関および事業所等とは保土ケ谷区自立支援協議会の精神 net 部会においてもネットワークを形成し、地域課題にも取り組んでまいります。

保土ケ谷区には 7 つの地域ケアプラザがあります。特に、1963 年に建設され全 1,174 戸

の県営千丸台団地を有する上菅田地域では、ケアプラザと民生委員の方がたとがコミュニティづくりに専心され、高齢者にとどまらず住民および住環境の課題に幅広く取り組まれています。この上菅田地域を筆頭に、地域ケアプラザ、民生委員の方がたとの会合の場を持ち、潜在的なケースへもアプローチできる連携体制を確立し、強化していきます。

保土ヶ谷区の「精神障がい者家族会たちばな会」は、毎月、役員会と定例会を開かれています。近隣の旭区、瀬谷区、泉区との4区合同でブロックを組み、毎年フォーラムも開催されています。生活支援センターとして役員会や定例会にも参加して、たちばな会の活動を全面的に支援し、互いに顔の見える関係を作り、保土ヶ谷区精神保健福祉活動の発展に貢献できるよう家族会の方がたと共に歩んでいきます。

(6) 自主事業

独自の自主事業の具体的な事業内容について記載してください。

保土ヶ谷区生活支援センターは星川駅からすぐのビル「かるがも」の4階にあります。フロアスペースは7.6m×27.5mで、南向きに大きなガラス窓が開けていて、採光がよく、おだやかで明るい雰囲気の特長です。

恵まれた立地とフロアとを活かして、様々な自主事業を行いたいと思います。

遊びを取り入れた創作作業は、個人作業とグループ作業が混合する点でも面白く、効果的なリハビリテーションとして病院の作業療法でも盛んに行われています。生活支援センターでもフロアスペースを利用して絵画や工作のプログラム、厨房を使つての調理プログラムを実施します。

生活支援の一環として、生活および健康に関する講座的な茶話会も行います。看護師や栄養士を招いて、フロアスペースのリラックスした雰囲気の中で、利用者の方がたとに生活面でのちょっとしたアドバイスとして活かしていただけるような茶話会を実施します。

複合ビルである「かるがも」の3階は保土ヶ谷区社会福祉協議会です。ここを拠点として、「ほどがやパソボラ」の皆さんが、平成12(2000)年からパソコン教室のボランティア活動を続けておられます。このパソボラの皆さんに協力を仰ぎ、利用者の方向けのパソコン教室を開催します。

地元の横浜市立桜丘高校は地域の活動にも積極的に取り組まれています。クラブ活動の一環として茶道部の生徒さんたちを招いてお茶会を企画します。生活支援センターに静養室として設備されている12畳の部屋を活用し、利用者の方がたとに実際に「茶道」を体験していただきます。

横浜市社会福祉協議会が運営する福祉バスを利用して、レクリエーション事業として、市内、市外へのバス旅行を企画します。自然とふれあえる公園や名所旧跡のある観光地、バーベキュー場、遊園地、動物園、水族館、工場見学、社会科見学など、利用者の方がたとに楽しい一日を過ごしてもらえる企画を案出します。

生活支援センターからほど近い神社への初詣、県立保土ヶ谷公園でのお花見、秋の音楽会、そして12月のクリスマス会や年越しそばの会など、季節を感じてもらえる年中行事も企画します。

これらの活動を通じて、生活支援センターを利用する方がたとの日々の生活に張りをもたらし、地域の方がたとのふれあいの場を提供し、社会参加へのきっかけを作り、そしてなによりも生きる楽しみを感じていただけたらと願います。

(7) 家族支援

家族支援に関する具体的な事業内容について記載してください。

精神障害者のご家族からのご相談に応じます。障害当事者のご家族には、同居、別居に関わらず、当事者との関わりに悩まれているケースが多くみられます。私たちは家族会との交流で経験したことや家族心理教育研修会で学んだ家族SSTの手法を活用して、ご家族

への適切な助言を行います。

ご家族からの相談を受けて、当事者ご本人への働きかけも目指します。特に未治療や治療中断、ひきこもり等のケースには、ご家族との関わりを出発点として当事者ご本人への支援に踏み込むことを想定して相談を継続します。

遠方に住むご家族から、横浜で暮らす当事者についての電話相談にも応じます。緊急性と必要性を判断し、行政機関、医療機関と連携しながら、問題解決のための方策を探り、訪問等の支援につなげます。

家族と当事者との関係および当事者の病状、生活状況を十分にアセスメントしたうえで、生活環境を改善するための支援にも取り組みます。当事者が、家族との同居から単身生活へと移行するための支援や、グループホーム、生活訓練施設への入所の支援を行います。ご家族がご高齢で生活面に課題がみあたる場合には、高齢支援の専門機関や事業所とも連携し、ご家族の生活上の支援にも関わります。

家族間であっても、法律的な問題が生じることがままあります。法テラスの制度の案内や、法律相談の際の同行も行います。弁護士等への委任後にも、必要に応じて仲介や連絡調整そして助言等の支援を継続します。

家族の希望と、障害当事者の希望が相反する場合には、双方の希望をよく聞き取ったうえで、当事者が不当に不利益をこうむったり、差別的な境遇に陥ったりすることのないよう、慎重な判断を重ねて支援していきます。

(8) 普及啓発活動

精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動内容について記載してください。

地域住民を対象とした普及啓発活動は、心の健康に関する一般的な知識と心の病に対する偏見をなくす啓発の場として、とても有効だと考えます。そのためには、区民祭りや自治会、町内会のイベント、各ケアプラザのお祭りなどを活用することが、効果的と考えます。

一方で、高齢分野や知的分野においてはまだまだ不勉強の感がぬぐえず、特に高齢分野においては 8050 問題に直面しており、世帯への支援チームを構築するうえで、未熟さが壁となってしまうことも十分考えられます。

分野の垣根を超えてワンストップで受け止め、地域生活支援拠点や地域包括ケアシステムの構築に加え、分野を超えた支援のネットワークを構築するためにも、他分野の支援者や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会の役員の方々などの会議等に参加し、勉強させていただきながら、一方で精神保健福祉に関する普及啓発も行っていきます。

また、中・高校生を対象とした心の健康づくりの増進に向けて、三機関を中心として長期的な計画のもとで、活動を進めていきます。

区内の中・小企業（産業医の配置が不要な企業）へ、心の健康づくりについての普及啓発を、三機関を中心とした長期的な計画のもとで、活動を進めていきます。

これらの活動において、三機関に加え嘱託医の助言を仰ぎながら、時には一緒に活動できるように働きかけていきます。

(9) 精神障害者退院サポート事業

精神障害者退院サポート事業の実施方針について、病院との協働活動をはじめとした普及啓発活動、退院に向けての個別支援や退院後の地域定着に向けた個別支援のあり方を含め、具体的に記載してください。

■精神病院への協働活動をはじめとした啓発活動

1. 医療関係者との啓発連携

これまでの医療関係者との関わりを通じて、退院へ向けた支援と、退院後の支援を「多職種連携によるチーム支援」で行う必要性を共有することができました。

地域移行を推し勧める上で、医療関係者と支援者の共通認識と、スキルの標準化をしていく必要があります。引き続き、これまでに培ってきた医療関係者とのネットワークを駆使して、現場に即した「地域移行・地域定着勉強会」「実践報告会」等を実施していきます。専門職別、事例概要別、障害特性別等を取り組み、定期的に医療関係者とスキルのアップデートを行う機会を設け、支援層の厚みを増していきます。

2. 入院中の方への啓発活動

入院中の方にとって退院へ向けた第一歩は、本人に退院したいという希望を持っていただくことです。すでに退院し、地域生活を行っている方にOB、先輩として体験談を話して頂くことで、地域生活について知る機会を作ります。また、一緒に外出同行や外泊体験時の面接に同席していただくことで、退院への興味・関心につなげるとともに不安の減少を図ります。

3. 病院との協働活動

病院の作業療法プログラムの中に、年間スケジュールとして生活支援センターとの協働活動を取り入れていただけるように、働きかけていきます。具体的には、

① 長期入院者対応のプログラム。

SST 協会が開発した地域移行支援プログラムを活用します。地域生活を知る一環として、グループ毎で、交通機関を利用して、支援センターに来館していただく、生活必需品揃っているコンビニの店内探検、外食をする、ATM を利用する、区役所で手続きを職員と一緒にってもらう等の体験プログラムを実施していきます。

② 障害特性に対応したプログラム。

利用者の障害特性による生活のしづらさを、認知行動療法プログラム、元気回復プログラム等を活用して、不安なことや、うまく行かないことなどに直面された時に、ひとつひとつ乗り越えていけるように、一緒に考えていきます。個別対応やグループで実施していきます。自身の障害特性を理解して向き合い、地域生活を送る上で、スムーズに生活できるように課題を抽出します。課題に沿って、支援を進めていきます。苦手なことやストレスの回避の仕方、支援者に相談することを習得することで、職場や家庭での対人関係を円滑にできる力をつけていきます。退院後も、意欲的に生活していけるように支援をしています。

■退院に向けた地域移行支援について

1. 個別支援

利用者の多様なニーズに対して、オーダーメイドの支援体制を作っていきます。最初から、生活訓練施設、グループホームありきではなく、利用者のペースに合わせて「5つの体験」をしていただき、不安になることを一緒に考えて、退院先および対処策を練っていきます。

5つの体験
支援のある生活のイメージを持つ。
単身生活を想定した部屋の使い方を知る。
日中の過ごし方を自分で考えられるようにする。
利用者自身の病気との折り合いのつけ方を知る。
住む地域＝生活資源（コンビニ・喫茶店・ケアプラザ 図書館・地区センター等）の利用方法を知る。

2. 個別支援計画の策定

ケアマネジメント手法に基づく、個別支援計画の策定と個別支援計画に基づく個別支援を実施していきます。

3. 多職種での支援

利用者の障害特性、内科疾患に応じて、医療関係の多職種と治療プログラムを融合しながら、支援を強固にしていきます。このことで長期入院の高齢者や、世代間連鎖などの複合的課題を抱えた方の退院を、更に促進していきます。

■退院後の地域定着支援について

1. 地域定着へ向けた具体的支援

支援内容	支援方法
病状の安定とセルフケアの向上	訪問看護、障害福祉サービスと計画相談の導入。生活支援センター職員の定期訪問。
緊急時の介入	クライシスプランを作成して、対象者と支援チームで共有する。必要に応じて危機介入をしていく。
日中の場所の提供	区福祉保健センター主催の生活教室、障害福祉サービスにおける各事業所、地域活動支援センター、生活支援センター。
生活の充実	楽しみや充実感を得る、インフォーマルな場所の開拓。自分だけの「時間」と「空間」を見つけられる情報提供と機会の提供。

2. 個別支援計画の策定

退院後の生活では、多くの課題やライフステージにおける状態の変化をしていきます。私たちは、退院後の地域生活を安定的・継続的に送るために、ケアマネジメント手法に基づく個別支援計画を策定し、個別支援を実施していきます。「必要なときに」「必要な支援」が提供できるように、個別支援計画の見直しを適宜行い、適切な個別支援を行います。

3. 多職種での支援

退院後の支援として、利用者が未知の領域に対する備えとして、手厚い体制で（＝過剰な体制ではなく）状況に応じて支援の引き算をしていきます。利用者自身がセルフケア能力を高め、生活と疾病に折り合いをつけながら、対象者自身の「役割」「達成感」「充実感」が得られる地域定着支援を実施していきます。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

障害者自立生活アシスタント事業の実施方針について、具体的に記載してください。

横浜市独自の障害者支援事業として全国的にも注目され高い評価を得ている自立生活アシスタントについて、その先見性と柔軟性を最大限に活かして、保土ケ谷区で暮らす単身の精神障害者の支援に、誠実に取り組んでいきます。

自立生活アシスタント事業の先見性とは、障害当事者の生活を支える家族の日常の役割を社会化する支援として創設された事業であることだと考えます。家族が支えること、家族だけが支えることの負担の大きさとリスクを想定し、当時の高齢社会に対応し、その後の超高齢社会に備えるために創出された事業の意義を継承して、「8050問題」が大きな地域課題となっている現在、より実践的に取り組んでいきたいと思います。

自立生活アシスタント事業は、現に単身で生活されている方に限らず、これから単身生活を目指される方も利用対象とされています。これらの方の支援には、家族と同居されているご家庭やグループホーム等を訪ね、「今の生活」をじかに目にしたうえで、「これからの生活」を話し合い、利用者の方とともに目標に向けて伴走することが求められます。人それぞれに希望があり、信条があり、悩みがあり課題がある。そのことに寄り添いながら支援を進める自立生活アシスタントには、他のサービスと比して、より柔軟性が求められると考えます。なによりも大事にすべきは、「当事者が自分で気づくことへの支援」であり「当事者の力を引き出す支援」であると思います。

上記に基づいて、私たちが自立生活アシスタント事業での支援に取り組みたいと考える

利用者像のいくつかを以下に列記いたします。

- 家族の高齢化にともない、単身生活を目指す方。
- グループホームからアパート生活を目指す方。
- 通所系のサービスを中断し、病状からの回復に取り組んでいる方。
- 就労移行支援を終えて就労し、就労定着支援が開始されるまでの半年間のブランクを不安に感じている方。
- 対人的なストレスに弱く、外出が苦手で生活に支障のある方。
- 緊急的な対応を要する方。
- 通院や服薬などに助言や支援を必要とされる方。

個別支援計画に基づく自立生活アシスタントの支援が一定の区切りを迎えた後には、生活支援センター本体での支援や、障害サービスの導入による機関連携および計画相談支援へと、ご本人の生活を支える役割の社会化を図っていきます。

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和 3 ～ 7 年度）

（単位：千円）

【収 入】

科目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
指定管理料	79,830	81,228	82,654	84,108	85,592
入浴サービス等実費徴収額	30	30	30	30	30
合 計	79,860	81,258	82,684	84,138	85,622

【支 出】

科目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	69,900	71,298	72,724	74,178	78,662
常勤職員（6 名）	32,264	32,909	33,567	34,239	34,924
非常勤職員（4 名）	17,790	18,146	18,509	18,879	19,256
アルバイト	3,283	3,349	3,416	3,484	3,554
障害者雇用および事務・調理アルバイト（6 名）	4,555	4,646	4,739	4,834	4,930
嘱託医賃金	968	987	1,007	1,027	1,048
法定福利費	9,238	9,423	9,611	9,803	10,000
退職給与引当金	1,442	1,471	1,500	1,530	1,561
福利厚生費	99	101	103	105	107
労務厚生費	261	266	272	277	283
施設管理費	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050
光熱水費	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
庁舎管理	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
修繕積立金	150	150	150	150	150
運営費	4,480	4,480	4,480	4,480	4,480
旅 費	500	500	500	500	500
消耗品費	500	500	500	500	500
印刷製本費	250	250	250	250	250
修繕費	850	850	850	850	850
通信運搬費	500	500	500	500	500
賃借料	700	700	700	700	700
備品等購入費	120	120	120	120	120
保険料	210	210	210	210	210
雑費	850	850	850	850	850
本部繰入金	400	400	400	400	400
合 計	79,830	81,228	82,654	84,108	85,592

団 体 名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-------	------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和 8 ～12 年度）

（単位：千円）

【収 入】

科目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
指定管理料	87,105	88,649	90,223	91,829	93,467
入浴サービス等実費徴収額	30	30	30	30	30
合 計	87,135	88,679	90,253	91,859	93,497

【支 出】

科目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
人件費	77,175	78,719	80,293	81,899	83,537
常勤職員（6名）	35,622	36,335	37,061	37,802	38,558
非常勤職員（4名）	19,642	20,034	20,435	20,844	21,261
アルバイト	3,625	3,697	3,771	3,847	3,923
調理アルバイト	5,029	5,130	5,232	5,337	5,444
嘱託医賃金	1,069	1,090	1,112	1,134	1,157
法定福利費	10,199	10,403	10,612	10,824	11,040
退職給与引当金	1,592	1,624	1,656	1,690	1,723
福利厚生費	109	111	114	116	118
労務厚生費	288	294	300	306	312
施設管理費	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050
光熱水費	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
庁舎管理	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
修繕積立金	150	150	150	150	150
運営費	4,480	4,480	4,480	4,480	4,480
旅 費	500	500	500	500	500
消耗品費	500	500	500	500	500
印刷製本費	250	250	250	250	250
修繕費	850	850	850	850	850
通信運搬費	500	500	500	500	500
賃借料	700	700	700	700	700
備品等購入費	120	120	120	120	120
保険料	210	210	210	210	210
雑費	850	850	850	850	850
本部繰入金	400	400	400	400	400
合 計	87,105	88,649	90,223	91,829	93,467

団 体 名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-------	------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

団体の概要

(令和 2 年 4 月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいじぎょうきょうかい) 社会福祉法人 横浜市社会事業協会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0017 横浜市泉区下飯田町 355 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)。
設立年月日	1981 年 4 月 1 日
沿革	1981 年 4 月 1 日 法人設立。更生施設「横浜中央浩生館」を受託経営。 1983 年 4 月 1 日 身体障害者療護施設「よこはまりバーサイドとつかホーム(現よこはまりバーサイド泉)」を設置経営 1993 年 1 月 27 日 「横浜市大岡在宅支援サービスセンター(現横浜市大岡地域ケアプラザ)」を受託経営 2002 年 11 月 1 日 障害者グループホーム「ゆい」を開設 2002 年 12 月 1 日 「横浜市箕沢地域ケアプラザ」を受託経営 2003 年 2 月 1 日 「横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター」を受託経営 2006 年 4 月 1 日 横浜市保土ヶ谷区生活支援センター、横浜市大岡ケアプラザ、横浜市箕沢地域ケアプラザ、横浜市中央浩生館指定管理者業務開始 2009 年 9 月 1 日 「居宅サポート・リバーサイド泉」を開設 2010 年 12 月 1 日 障害者グループホーム「サンライズ」を開設 2011 年 12 月 1 日 生活介護事業所「よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨」を開設 2012 年 3 月 1 日 障害者グループホーム「アンダー」を開設 4 月 1 日 「横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター」を指定管理者として運営開始 2013 年 7 月 1 日 就労継続支援 A 型事業所「アテイン」を開設 11 月 1 日 生活介護・放課後等児童デイサービス事業所「よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ・ひまわり」を開設 2015 年 4 月 1 日 就労継続支援 B 型・移行事業所「インカル」を開設 2016 年 11 月 1 日 障害者グループホーム「すてら縁」開設 2017 年 4 月 1 日 横浜市多機能型拠点「こまち」開設

事業内容等	以下の事業所を運営しております。 - 横浜市精神障害者生活支援センター (ア) 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター (イ) 横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター - 障害者支援施設 - よこはまりバーサイド泉 - 地域ケアプラザ (ア) 横浜市大岡地域ケアプラザ (イ) 横浜市箕沢地域ケアプラザ - 生活保護法の更生施設 - 横浜市中央浩生館 - 障害福祉サービス事業 (ア) 生活介護(通所) - よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨、よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ (イ) 就労支援 - アテイン、インカル (ウ) グループホーム - ゆい、サンライズ、アンダー、すてら縁 (エ) 居宅介護(ホームヘルプ) - 居宅サポート・リバーサイド泉 - 重症心身障害児・者の多機能型拠点 - 多機能型拠点こまち・なごみクリニック(診療所・訪問看護) - 収益事業 - 太陽光発電による売電			
財政状況 ※直近3か年の事業年度分	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総 収 入	2, 338, 488, 268	2, 061, 572, 024	2, 272, 330, 590
	総 支 出	2, 364, 469, 710	2, 129, 476, 987	2, 174, 646, 274
	当期収支差額	-25, 981, 442	-67, 904, 963	97, 684, 316
	次期繰越収支差額	567, 363, 364	499, 618, 401	597, 626, 890
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	() [REDACTED]		
	部署・職名	法人本部事務局総務課		
	電話番号	045-392-9405	FAX	045-438-8013
	E-mail	[REDACTED]		
特記事項				